

町内医療機関通院送迎サービス （外出支援サービス）を行っています

町では、在宅で生活する65歳以上の方で、医療機関への通院が困難な方を対象に、町内の医療機関（別表1）への通院送迎サービス（外出支援サービス）を実施しています。

また、毎週火曜日には町内の歯科医療機関（別表2）への送迎サービスも行っています。

いずれも、ご自宅まで、無料で送迎しますので、ぜひご利用ください。



希望される方は、福祉保健課または社会福祉協議会事務局に置いてある申請書に記入の上、提出してください。

別表1

| 曜日 | 送迎医療機関 |
|---------|--------|
| 月曜日 | 古里診療所 |
| 火曜日 | 双葉会診療所 |
| 水曜日 | 川辺医院 |
| 木曜日 | 奥多摩病院 |
| 金曜日（午前） | 奥多摩病院 |
| 金曜日（午後） | 峰谷診療所 |

別表2

| 曜日 | 送迎歯科 |
|---------|----------|
| 火曜日（午後） | 古里歯科診療所 |
| 火曜日（午後） | たかはし歯科医院 |

一定の障害のある方は

後期高齢者医療制度に加入できます

後期高齢者医療制度とは、75歳以上の方が必ず加入する医療制度ですが、

現在、国民健康保険などの医療制度に加入をされている65歳から74歳までの方は、障害の状態によって、申請により後期高齢者医療制度に加入することができま

す。

○対象となる条件

・65歳以上の方で一定の障害の認定を受けている方

◎身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方。または、4級の一部【*】の方。

【*】4級の対象は、下肢障害4級1号（両下肢の全ての指を欠くもの）、下肢障害4級3号（一下肢を下腿2分の1以上欠くもの）、下肢障害4級4号（一下肢に著しい障害のあるもの）

◎精神障害者手帳1級・2級をお持ちの方

◎愛の手帳1級・2級をお持ちの方

○負担割合と保険料

後期高齢者医療制度の被保険者の方が医療機関にかかる際の自己負担割合は、所得に応じて1割または3割となります。

保険料については、今まで加入されていた医療制度（健康保険）と保険料の計算方式が異なるため、保険料額が変わります。

○申請に必要なもの

①障害者手帳（身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳）または、年金証書（障害年金1・2級）

②身分証明書（障害者手帳のない方）

③個人番号のわかるもの

（個人番号カード・個人番号通知カードなど）

④現在所有の健康保険証

⑤印鑑

「地域ささえあいボランティア事業」

ささボラ（地域ささえあいボランティア）事業は、高齢者、障害者などで外出することが困難な方へ、医療機関の送り迎えや買い物を援助する有償ボランティア事業です。ささボラをご利用したい方（利用会員）、ささボラに協力していただける方（協力会員）は、事前に登録が必要です。

事業について詳しく知りたい方は、登録をされた方は、地域ささえあいボランティアセンター（社会福祉協議会）までご連絡ください。

※奥多摩町地域ささえあいボランティアセンター

☎ 83-3855

※左右両ページの内容について問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777